

○ 特地勤務手当等支給規程

昭和62年4月1日

訓令甲第8号

存続期間

〔沿革〕 平成 元年 4月 訓令甲第7号
2年 3月 同第11号
5年 3月 同第10号、10月同第19号
6年 4月 同第13号、9月同第31号
9年 3月 同第9号
11年3月 同第11号
15年1月 同第1号、7月同第26号
16年9月 同第26号
18年3月 同第9号、12月同第39号
19年3月 同第2号
20年5月 同第18号
21年3月 同第5号
23年3月 同第4号
24年3月 同第7号
25年3月 同第16号
26年3月 同第12号
27年3月 同第9号
30年12月 同第29号
令和4年 6月 同第19号
8年 3月 同第12号改正

（目的）

第1条 この規程は、職員の給与に関する条例（昭和26年6月東京都条例第75号。以下「条例」という。）第13条の2及び第13条の3の規定に基づき、特地勤務手当（以下「特地手当」という。）及び特地勤務手当に準ずる手当（以下「準ずる手当」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（特地公署の指定）

第2条 条例第13条の2第1項に規定する特地公署とは、別表第1に掲げるものとする。

（特地手当の月額）

第3条 特地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（第5条において「合計額」という。）に、職員が勤

務する別表第1の左欄に掲げる特地公署に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(準ずる手当の支給の特例)

第4条 条例第13条の3第2項に規定する任命権者が特に必要と認める職員は、警視總監が職員の有する技術、経験等により、3年を超えて引き続き特地公署に勤務させることが必要であると認めた職員とする。

2 条例第13条の3第2項に規定する期間において、準ずる手当の支給を受ける職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に係る準ずる手当の支給は、当該各号に定める日をもって終わる。

- (1) 特地公署以外の公署に勤務することとなった場合
勤務することとなった日の前日
- (2) 在勤する特地公署が移転等により特地公署に該当しないこととなった場合
移転等の日の前日
- (3) 他の特地公署に勤務することとなり、当該勤務に伴って住居を移転した場合
勤務することとなった日の前日
- (4) 在勤する特地公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該公署が引き続き特地公署に該当する場合に限る。）
特地公署の移転の日の前日

(準ずる手当の月額)

第5条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなった日（以下「異動等の日」という。）から起算して3年に達する日までの間は、合計額に100分の6を乗じて得た額とする。ただし、条例第13条の3第2項に規定する警視總監が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算して3年に達した日後は、合計額に別表第2の左欄に掲げる異動等の日から起算した期間の区分に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(端数計算)

第6条 第3条の規定による特地手当の月額又は前条の規定による準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもって、それぞれの額とする。

(支給方法)

第7条 特地手当及び準ずる手当の支給期間及び支給日については、条例第7条に定める給料支給の例による。

2 新たに職員となった場合、離職した場合等における特地手当及び準ずる手当の日割計算については、条例第8条に定める給料支給の方法に準ずる。

(その他)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、警務部長が定める。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

以下改正附則抄録

附 則（平成 5 年 3 月訓令甲第 10 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程（以下「改正後の規程」という。）第 3 条の規定にかかわらず、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後附則別表の左欄に掲げる特地公署に勤務する職員には、平成 5 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間、同条の合計額に当該公署に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 3 施行日の前日に附則別表の左欄に掲げる特地公署に勤務し、かつ、施行日以後同一の公署に引き続き勤務している職員（警視總監が特に必要があると認める職員を含む。）については、施行日以後において、改正後の規程第 3 条及び前項の規定による特地手当の月額が、施行日の前日においてこの訓令による改正前の特地勤務手当等支給規程（以下「改正前の規程」という。）第 4 条及び改正前の規程附則第 2 項の規定の適用がなかったとした場合に改正前の規程第 3 条の規定により定められる特地手当の月額（以下「現給額」という。）に達する日（施行日後、支給割合の異なる特地公署に異動した職員又は他の特地公署への異動（警視總監が別に定める場合を除く。）に伴って住居を移転した職員については、当該異動の日の前日）までの間、現給額を支給する。この場合において、改正前の規程第 3 条の規定中「別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級」とあるのは「平成 5 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号による改正後の特地勤務手当等支給規程別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級」とする。

（端数計算）

- 4 第 2 項の規定により算定した額又は前項の規定による現給額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額をもって、それぞれの額とする。

附則別表（附則第 2 項、第 3 項関係）

特地公署		支給割合		
		平成 5 年 4 月 1 日から 平成 6 年 3 月 31 日まで	平成 6 年 4 月 1 日から 平成 7 年 3 月 31 日まで	平成 7 年 4 月 1 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで
三宅島	三宅島警察署	100 分の 19	100 分の 18	100 分の 17
	三宅島警察署神着駐在所			
	同 伊豆駐在所			
	同 伊ヶ谷駐在所			
	同 阿古駐在所			
八丈島	同 坪田駐在所			
	八丈島警察署	100 分の 19	100 分の 18	100 分の 17
	八丈島警察署三根駐在所			
	同 川向駐在所			
	同 檜立駐在所			
	同 中之郷駐在所			
	同 末吉駐在所			
	同 大賀郷駐在所			
	同 空港警備派出所			

利島	大島警察署利島村駐在所	100 分の 23	100 分の 22	100 分の 21
新島	新島警察署 新島警察署新島若郷駐在所			
式根島	新島警察署式根島駐在所			
神津島	新島警察署神津島南駐在所 同 神津島北駐在所			

附 則（平成 11 年 3 月訓令甲第 11 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の特勤手当等支給規程（以下「改正後の規程」という。）第 3 条の規定により職員に対する特勤手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第 2 項各号に定める日が平成 11 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成 11 年 4 月 1 日」とする。
- 3 改正後の規程第 6 条の規定により職員に対する特勤手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する同条の規定の適用については、同条中「特勤公署への異動の日（職員が当該異動によりその日前 1 年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（警視總監が定める場合に限る。）には、その日前の警視總監が定める日。以下「異動の日」という。）」とあるのは、「平成 11 年 4 月 1 日（以下「異動の日」という。）」とする。
- 4 平成 11 年度以後の特勤手当の支給については、特勤手当等支給規程の一部改正（平成 5 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号）附則第 3 項中「改正後の規程」とあるのは、「平成 11 年 3 月 31 日訓令甲第 11 号による改正後の特勤手当等支給規程」とする。

附 則（平成 15 年 7 月訓令甲第 26 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 15 年 7 月 1 日以後の特勤手当の支給については、特勤手当等支給規程の一部改正（平成 5 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号）附則第 3 項中「改正後の規程」とあるのは、「平成 15 年 7 月 1 日訓令甲第 26 号による改正後の特勤手当等支給規程」とする。

附 則（平成 16 年 9 月訓令甲第 26 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 16 年 9 月 14 日から施行し、この訓令による改正後の特勤手当等支給規程の規定は、同年 8 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 16 年 8 月 1 日以後の特勤手当の支給については、特勤手当等支給規程の一部改正（平成 5 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号）附則第 3 項中「改正後の規程」とあるのは、「平成 16 年 9 月 14 日訓令甲第 26 号による改正

後の特地勤務手当等支給規程」とする。

附 則（平成 18 年 3 月訓令甲第 9 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 18 年 4 月 1 日以後の特地勤務手当の支給については、特地勤務手当等支給規程の一部改正（平成 5 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号）附則第 3 項中「改正後の規程」とあるのは、「平成 18 年 3 月 31 日訓令甲第 9 号による改正後の特地勤務手当等支給規程」とする。

附 則（平成 18 年 12 月訓令甲第 39 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程（平成 11 年 3 月 31 日訓令甲第 11 号）附則第 2 項の規定は、同訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程第 3 条第 2 項各号に定める日が平成 11 年 4 月 1 日前であるもので、特地勤務手当に準ずる手当を支給されていない職員に限り、同項中「平成 11 年 4 月 1 日」とあるのは「平成 18 年 12 月 31 日」（ただし、同日に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額が平成 11 年 4 月 1 日において受けていた給料の月額（その職員が平成 11 年 4 月 1 日において適用を受けていた別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に達しない場合を除く。）と読み替えて適用する。

附 則（平成 19 年 3 月訓令甲第 2 号）

この訓令は、平成 19 年 3 月 14 日から施行し、この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程の規定は、同年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月訓令甲第 5 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程第 3 条の規定にかかわらず、この訓令の施行の日以後附則別表の左欄に掲げる特地公署に勤務する職員には、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間、同条の合計額に当該公署に対応する同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 3 平成 21 年 4 月 1 日以後の特地勤務手当の支給については、特地勤務手当等支給規程の一部改正（平成 5 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号）附則第 3 項中「改正後の規程」とあるのは、「平成 21 年 4 月 1 日訓令甲第 5 号による改正後の特地勤務手当等支給規程」とする。

附則別表（附則第2項関係）

特地公署		支給割合
三宅島	三宅島警察署	100 分の 21
	三宅島警察署神着駐在所	
	同 伊豆駐在所	
	同 伊ヶ谷駐在所	
	同 阿古駐在所	
	同 坪田駐在所	

附 則（平成 27 年 3 月訓令甲第 9 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程第 3 条の規定により職員に対する特地勤務手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第 2 項各号に定める日が平成 27 年 4 月 1 日前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成 27 年 3 月 31 日（ただし、同日に受けていた給料の月額（その職員が適用を受けていた別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額が当該職員に係る同条第 2 項各号に定める日において受けていた給料の月額（その職員が同日において適用を受けていた別表第 2 に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）及び扶養手当の月額の合計額に達しない場合を除く。）」とする。

附 則（令和 4 年 6 月訓令甲第 19 号）

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程（以下「新規程」という。）第 3 条第 2 項第 4 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び第 6 条第 1 項の規定を適用する。
- 3 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員に対する新規程第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合には、当該採用の日以降初めて特地公署に勤務することとなつた日）」とする。

附 則（令和 8 年 3 月訓令甲第 12 号）

- 1 この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程（令和 7 年 3 月 31 日訓令甲第 10 号）は、廃止する。

別表第1（第2条、第3条関係）

特地公署			支給割合
所在地		名称	
大島	大島町元町	大島警察署	100 分の 12
	同 岡田	大島警察署岡田駐在所	
	同 泉津	同 泉津駐在所	
	同 野増	同 野増駐在所	
	同 野増	同 間伏駐在所	
	同 差木地	同 差木地駐在所	
	同 波浮	同 波浮港駐在所	
	同 元町	同 北の山駐在所	
	同 差木地	同 下地駐在所	
	同 岡田	同 大島北部駐在所	
	同 差木地	同 大島南部駐在所	
	同 元町	同 外輪山警備派出所	
八丈島	八丈島三根	八丈島警察署	100 分の 16
	同 三根	八丈島警察署三根駐在所	
	同 三根	同 川向駐在所	
	同 檜立	同 檜立駐在所	
	同 中之郷	同 中之郷駐在所	
	同 末吉	同 末吉駐在所	
	同 大賀郷	同 大賀郷駐在所	
	同 大賀郷	同 空港警備派出所	
利島	利島村	大島警察署利島村駐在所	100 分の 20
新島	新島村本村	新島警察署	
	同 若郷	新島警察署新島若郷駐在所	
式根島	新島村式根島	新島警察署式根島駐在所	
神津島	神津島村	新島警察署神津島南駐在所	
	同	同 神津島北駐在所	
三宅島	三宅村伊豆	三宅島警察署	100 分の 20
	同 神着	三宅島警察署神着駐在所	
	同 伊豆	同 伊豆駐在所	
	同 伊ヶ谷	同 伊ヶ谷駐在所	
	同 阿古	同 阿古駐在所	
	同 坪田	同 坪田駐在所	
御蔵島	御蔵島村	三宅島警察署御蔵島駐在所	100 分の 25
青ヶ島	青ヶ島村	八丈島警察署青ヶ島駐在所	
父島	小笠原村父島	小笠原警察署	
母島	小笠原村母島	小笠原警察署母島駐在所	

別表第2（第5条関係）

異動等の日から起算した期間の区分	支給割合
4年未満	100分の6
4年以上 5年未満	100分の4
5年以上 6年未満	100分の3
6年以上 7年未満	100分の2
7年以上 8年未満	100分の1